

日本工業大学任期を定めた教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本工業大学（以下「本学」という。）において、教育研究上の能力または業績を有する教育職員（以下、「教員」という。）相互の教育・学問的交流が不断に行われる状況を創設し、本学における教育研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」第4条第1項および第5条第2項に基づき、本学において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期付教員)

第2条 この規程における任期付教員とは、次の者を対象とする。

- (1) 特任教授
- (2) 客員教授
- (3) 客員准教授
- (4) 専任教育講師
- (5) 契約講師
- (6) 助手

(任期等)

第3条 前条に定める任期付教員のうち第6号以外の任期は、原則4年以内とする。ただし、教育研究上、不可欠な人材である場合には関連諸規程に定める更新可能な年齢の上限を超えない範囲で、最大8年まで任期を延長することができる。

2 助手についての任期等については別に定める。

(採用・任用等)

第4条 任期付教員の採用及び任用については、日本工業大学教員選考基準及びその他関連する諸規程の定めるところによる。

2 前条に規定する任期以外の労働条件については、本学就業規則及びその他関連する諸規程の定めるところによる。

3 前項に係らず、任期付教員を任用するときには雇用契約書を締結し、契約に定める内容を優先する。

(解約告知)

第5条 雇用契約は、任期付教員の申出により、途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の議を経て理事長が決定する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に採用・任用する者について適用する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。